

表1 重度・重複障害児の判定にあたっての検査項目例

1 障害の状況（学校教育法施行令第22条の2に規定する障害をもっているかどうか）

ア 盲	イ 聾	ウ 精神薄弱	ニ 肢体不自由	オ 病弱	(疾病の状況)
-----	-----	--------	---------	------	---------

2 発達の状況（次に示すような身辺自立、運動機能、社会生活の程度は、どの程度か）

		(発達の状況をチェックする具体的行動の例一次のような行動ができるかどうか)			
(1) 身辺自立	ア. 食事	○ スプーンで食物を運んでやると食べられる	○ 手でどうにかつかんで食べられる	○ スプーン等を使ってどうにか一人で食べられる	○ 排泄の予告ができる
	イ. 排泄	○ 排泄の処理をしてもらう時静かにしている	○ 汚すと知らせる(おむつをしている)	○ 排泄の予告ができる	○ 排泄の予告ができる
	ウ. 衣服	○ 衣服を着せてもらう時静かにしている	○ 衣服を着せてもらう時手や足を出す	○ 衣服を一人でどうにか脱げるが、一人で着ることはできない	○ 衣服を一人でどうにか脱げるが、一人で着ることはできない
(2) 運動機能	エ. 大きな動作	○ 支えなしで座れる	○ つかまり立ちできる	○ 5、6歩歩いて立ち止まれる	○ クレヨンなどでなぐり書きができる
	オ. 小さな動作	○ 手から手へ物を持ちかえられる	○ 指先で物がつまめる	○ クレヨンなどでなぐり書きができる	○ クレヨンなどでなぐり書きができる
(3) 社会生活	カ. 言語	○ 人に向かって声を出そうとする	○ 意味のある単語が2、3個いえる	○ 意味のある単語が数個いえる	○ 意味のある単語が数個いえる
	キ. 反応	○ 自分の名前を呼ばれると反応できる	○ 身近なものの名前がわかる	○ 簡単な指示が理解できる	○ 簡単な指示が理解できる
	ク. 対人関係	○ 知らない人にも関心を示す	○ ひとの関心をひくための動作ができる	○ 特定の子どもといっしょにいることができる	○ 特定の子どもといっしょにいることができる

3 行動の状況（次に示すような問題行動があるかどうか）

		(行動の状況をチェックする具体的行動の例一次のような問題行動が著しいかどうか)	
ア. 破壊的行動	イ. 多動的傾向	他人に暴力を加えたり、器物を破壊するなど破壊的傾向がある	まったくじっとしていないで、走りまわったり、とびはねるなど多動傾向がある
ウ. 異常な習慣	エ. 自傷	異物を食べたり、ふん尿をもてあそぶなど異常な習慣がある	自分を傷つけたり、着ている衣服を引きさくなど自傷行為がある
オ. 自閉的行動	カ. 反抗的行動	自閉的でコミュニケーションが成立しない	指示に従うことを拒んだり、指導者に敵意を示すなど反抗的行動がある
キ. その他	ク. その他	その他、特別の問題行動がある	その他、特別の問題行動がある

上記の検査に従い、おおむね次のような者が重度・重複障害児と考えられる

- a. 「1 障害の状況」において、2つ以上の障害をもっている者
- b. 「2 発達の状況」からみて、精神発達が著しく遅れていると思われる者
- c. 「3 行動の状況」からみて、特に著しい問題行動があると思われる者
- d. 「2 発達の状況」、「3 行動の状況」からみて、精神発達がかなり遅れており、かつ、かなりの問題行動があると思われる者

表2 盲者等の心身の故障の程度

病弱者	肢体不自由者	精神薄弱者	聾者	盲者	区分
一 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が六月以上の医療又は生活規制を必要とする程度以上のもの 二 身体虚弱の状態が六月以上の生活規制を必要とする程度以上のもの	一 一肢の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度以上のもの 二 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度以上のもの 三 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度以上のもの 四 前三号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 五 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、六月以上の医学的観察指導を必要とする程度以上のもの	一 精神発達の遅滞の程度が中度以上のもの 二 精神発達の遅滞の程度が軽度以上のものうち、社会的適応性が特に乏しいもの	一 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの 二 両耳の聴力損失が九〇デシベル未満五〇デシベル以上のものうち、補聴器の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	一 両眼の視力が〇・一未満のもの 二 両眼の視力が〇・一以上〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの 三 点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とするものとなると認められるもの	心身の故障の程度

部・高等部学習指導要領」（文部省告示第百三十一号、同第三十二号）における、第一章総則である。なかでも、第二の教育課程一般の(2)が重要である。「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて養護・訓練を主として指導を行うこと」というのがその全文である。つまり、各教科の指導は行わなくてもよく、道徳、特別活動、養護・訓練の三領域により教育課程を編成してもよいということである。

現在各校における重複障害学級、訪問教育に関する教育課程の編成は、このような事情で、養護・訓練を主としたものとなっている。

四 「養護・訓練」を主とした指導の実際

(一) 指導目標

養護・訓練を主とするとはいっても各学校においては、児童生徒の障害の種類や程度の実態に応じて、各教科等の指導についても教育課程に組み入れている。肢体不自由・病弱、中度の精神薄弱、肢体不自由等の児童生徒も在籍している場合があるからである。

ここでは、養護・訓練に限って、実例をあげ、解説を付す。

1 「養護・訓練」の指導目標

A 心身の適応

ア 毎日の学習の中で喜びや楽しさを